

《凍結物（凍結胚・凍結精子）の保管更新について》

当院にて凍結した胚・精子は、**1年間の保管が有効**です。1年後、凍結胚・凍結精子の保管延長または廃棄どちらを希望される場合でも、保管期限日（凍結した日から1年後の前日）を確認していただき、その保管期日までに当院ホームページより書類をダウンロード・印刷をしていただき、お手続きをお願いします。

※ダウンロード・印刷ができない場合は、受付にて配布いたします。

<お手続きに必要なもの>

・延長手続きの場合

- ①ご夫婦の署名、捺印をした延長保管同意書
- ②凍結保管料(1検体につき10,000円/年、但し精子は10検体以上の場合一律100,000円/年)
- ③84円切手を貼り、宛名を記入した返信用封筒をご用意ください

・廃棄手続きの場合

- ④ご夫婦の署名、捺印をした廃棄同意書
- ⑤ 84円切手を貼り、宛名を記入した返信用封筒をご用意ください

・一部延長／一部廃棄の手続きの場合（複数検体あり）

上記の①～④ **※延長／廃棄手続き共に、手続きが完了しましたら、証明の為、同意書のコピーをご用意いただきました返信用封筒にて送付いたします**

<お手続きの方法>

延長手続きが含まれる場合は、**現金書留の封筒にて**、廃棄手続きのみの場合は、普通郵便にて、それぞれの手続きに応じた必要なものを、当院までお送りください。お手続きが完了しましたら、後日、返信用封筒にて領収書（延長のみ）と同意書のコピーをお送りします。

凍結胚・精子保管更新手続き書類送付先

〒211-0063 川崎市中原区小杉町1-510-1

ノア・ウィメンズクリニック 宛 ☎044-739-4122



※ 数周期に渡って凍結していた場合、保管期限の1番早いものに合わせ、まとめてお手続きをしていただけます。（胚と精子両方の場合は、それぞれの同意書を用いてください。）

※ 凍結胚のグレードや期限が不明な方は、お電話にてご確認いただけます。

※ 複数ある凍結胚の延長／廃棄についてご相談がある方は、『凍結胚延長の相談』にてお問い合わせいただき、診察予約をお取りいたします。

（web予約からは『治療相談』でお取りください。）

《凍結胚・凍結精子保管更新 お手続きの流れ》

当院にて胚/精子を凍結 or 前回の更新手続きで延長手続き済み

延長希望

廃棄希望

**凍結胚・凍結精子の保管期限日：
1ヶ月前～保管期限日前日まで**

HPより、延長同意書をダウンロード・印刷
現金書留にて
《書類／更新料／返送用封筒》を送付

保管期限日：前日まで

HPより、廃棄同意書をダウンロード・印刷
普通郵便にて
《書類／返送用封筒》を送付

当院より
領収書と同意書コピーを送付

当院より
同意書コピーを送付

凍結胚・凍結精子保管**延長**
手続き完了(1年間有効)

凍結胚・凍結精子**廃棄**手続き
完了

■ご確認下さい

原則的に、当院から更新に関してのご連絡は行いませんのでご注意ください。

- ・ 凍結胚・凍結精子が残存する限り毎年お手続きをしていただく必要がございます。
- ・ 凍結期限が切れた後の廃棄申請は、保管更新料が発生するため、更新費用を請求させていただきます場合がございます。

ご不明な点がございましたら、当院までご連絡ください。



《お問い合わせ》

〒211-0063 神奈川県川崎市中原区小杉町1-510-1
ノア・ウィメンズクリニック

受付時間

☎044-739-4122

10時～19時(13時～15時を除く)

※水曜午後・金曜午前・第四土曜・日曜祝日休